## 令和4年4月定例総会

令和4年4月7日開催

# 議事録

土佐清水市 農業委員会

### 令和4年度第1回土佐清水市農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和4年4月7日(木) 午後3時~午後4時30分
- 2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
- 3. 出席委員 (10人)

 会長
 1番
 上野
 貴生

 農業委員
 2番
 野老山卓男

 3番
 尾崎
 和代

 5番
 岡崎
 直

 1番
 安田
 泰平

 2番
 弘田
 好希

 3番
 田邊
 昌一

 4番
 池
 俊伸

 5番
 坂本
 直幸

 7番
 宮上
 昌三

4. 欠席委員 (3人)

4番 池田 克彦

6番 坂本 直幸

8番 岡田 弘重

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(評価)

令和4年度最適化活動の目標の設定等について

議案第4号 農業者年金加入推進名簿の承認について

議案第5号 その他の件

① 次回開催日

### ② 定例総会前の農業委員会研修会について

#### ③ 農業委員会だよりについて

### 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長兼農林水産課長
 和泉 政彦

 事務局係長兼農林水産課長補佐
 早川 幸夫

 事務局員
 田邊 元寛

 農林水産課農業係
 藤本 航二朗

 農林水産課農業係
 江口 秋美

 (前)事務局係長兼農林水産課長補佐
 岡田 哲治

#### 議長

(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、4月定例総会 を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、岡田員と池田委員と坂本委員より欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(評

価) について、令和4年度最適化活動の目標の設定等について

議案第4号 農業者年金加入推進名簿の承認について

議案第5号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

#### 3番 尾﨑委員

4番 岡崎委員 の2人を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けて から発言をお願いします。

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について

の審議を行いますが、議案第1号と議案第2号は野老山委員に関係 する議案となりますので、野老山委員の退席を求めます。

#### 【確認】

野老山委員の退席を確認

#### 議長

(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議についての審議を行いますが、議案 第1号と議案第2号は関連する案件となっています。議案第1号が 「否決」となった場合は、議案第2号の審査を行わないことを予め 報告いたします。

それでは、担当者からの説明を求めます。

# 事務局 (早川)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから3ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、土佐清水市三崎 の4筆であり、登記地目は畑、合計面積は824㎡です。

申請理由としては、

昭和30年代の幼少の頃に芋を作った記憶はあるが、それ以降は耕作をしておらず山林化しているとのことです。

次の議案とも関係しますが、先祖から財産分与で得た農地のため、 新たに農地を取得するにあたり、現在は山林化している農地を非農 地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準(抜粋)で説明いたしますと

- ① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた土地
- ② 耕作不適当など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地
- ③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地などとなっています。

今回の件は②に該当するものです。

農地の位置図については、2ページをご覧ください。

農地の現況図については、3ページをご覧ください。

以上の申請を3月15日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、弘田委員に現地の確認を行ってもらってい

ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い します。

#### 弘田委員

現場確認に行って来ました。杉と檜等で山林化しています。審議の ほどよろしくお願いします。

#### 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

#### 岡﨑委員

現場写真を見たら山林化しているので認めてもいいと思います。

#### 宮上委員

現場の写真見たら非農地が妥当だと思います。

#### 議長

(上野会長)

他にありませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号非農地証明の審議について議案のとおり承認することに

賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について を行います。担当者の説明を求めます。

# 事務局 (早川)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について、説明 いたします。議案書の4ページから7ページでご確認ください。4 ページから説明を行います。

申請者の氏名等は、譲渡人、譲受人の住所、氏名は記載のとおりです。事由は、所有権移転により許可を求めるものです。許可を受けたい農地の所在については、三崎の5筆で地目は畑、面積は、合計4,392 ㎡となっています。

この案件は、JA 高知県幡多地区三崎支所が所有していた旧バーク堆 肥施設用地の売却による競売の結果、売買契約を行うものです。現 況は、農業用施設の周辺に残る一部の農地(畑)と育苗ハウスを設 置していた部分の農地(畑)となっています。

農地法第3条第2項関係には、7つの条件がありますので、農地法 第3条調査書を含めて説明を行います。

農地法第3条第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認で

す。「全部効率利用」とは、現在所有している農地の状況も含まれますので、申請者が所有する農地(田 1809 ㎡、畑 1311 ㎡)計 3120 ㎡について、農地台帳で確認を行いました。

自作地については、先ほどの議案で承認を得た、非農地証明の面積 を除いた農地を計上しています。

申請者は、その農地を利用して大根、サトイモを田で、芋を畑でおこなっており、今回購入した倉庫横にあたる旧育苗ハウス跡地でも芋栽培をおこない旧バーク堆肥施設の倉庫として活用しながら営農を行うと聞いております。

農地法第3条第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり摘要はありません。

農地法第3条第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。常時 従事日数は、年間150日以上で確認をしております。申請者は、 180日の農業従事日数となり、150日以上であるため問題がないと 考えます。

農地法第3条第2項第5号の「下限面積」の確認です。

今回申請する農地は、4,392 ㎡で、現在所有する農地と合計で7,512 ㎡の農地を所有して耕作を行うこととなり、土佐清水市が定める農地取得に必要な30aを越えることとなり、農地取得は可能です。

営農の継続性ですが、申請者の農機具の保有状況です。トラクター 1台・軽トラ1台・コンバイン1台の機械を保有しており、申請地 を含む面積経営についても問題ないと考えます。申請者は、農業経 験が40年を超えている方です。圃場までの距離は、800mで家から 約5分の距離にある近隣農地です。

農地法第3条第2項第7号の「地域調和」の確認です。

取得した農地については、地域の農地維持活動に参加する伴に、今後も農地として活用するため近隣農地に支障が生じないと考えられます。

農地の位置図については、5ページから6ページをご覧ください。 農地の現況図については、7ページをご覧ください。

以上の申請を 3 月 15 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、弘田委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 議長 (上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします

#### 弘田委員

現地確認に行って来ました。皆さんもご存知のとおり JA 三崎支所の精米所の所です。精米所は残した後の土地です。審議のほどよろしくお願いします。

#### 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

#### 尾﨑委員

ハウスで稲を作っていた所ですか?

### 事務局

(岡田)

ここは、農事組合法人三崎が使用していた所です。

育苗ハウスとして使用していた所で、ハウスを撤去して芋を作ると 聞いています。

#### 岡﨑委員

3条の件について、教えてください。

倉庫が建っている所は、現況が宅地になっていますが、購入前に転 用しているのをそのまま使えますか?

### 事務局

(岡田)

本来ならば、売主が非農地を出して農地から外して売るべきです。

ただ、今回は、農地にも倉庫を建てれるので、それを農家が買い取ることなので、問題ないと考えます。これが農家以外の方が購入することになると問題になります。

#### 岡﨑委員

今日朝現場を見て来ましたがきれいにハウスも撤去してきれいになってしまいました。倉庫の方もきれいに片づけていました。

#### 尾﨑委員

入札によって売買されたのですね。

#### 事務局

(岡田)

はいそうです。

#### 議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

#### 議長

(上野会長)

野老山委員の入室を許可し、着席後に次の議案の審議を行います。

#### 【確認】

野老山委員の入室を確認

#### 議長

(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(評価)について

令和4年度最適化活動の目標の設定等について 担当者の説明を求めます。

# 事務局(早川)

まず、議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (評価)について、説明いたします。

- I 農業委員会の状況
- 1農業の概要について、説明します。

標記の農地面積、農家戸数、農業者数については、直近の 2020 農林 業センサス等を用いて記入をしており、抜粋して説明します。

耕地面積(田) 408ha、(畑) 147ha、計 555ha

経営耕地面積(田)236ha、(畑)42ha、(普通畑)21ha、(樹園地)

21ha 農地台帳面積は、この2つを足したものになります。

総農家数 291 戸、内訳は記載のとおりです。

農業就業者数 199人 内訳は記載のとおりです。

経営数は、「認定農業者」39人、「基本構想到達者」26人、「集落営 農組織」5組織となっています。

認定農業者については、他市町村をまたいで農業をしている広域認 定農業者も含んだものです。

2農業委員会の現在の体制について、説明します。

農業委員5名、農地利用最適化推進員8名で内訳は記載のとおりです。

II 担い手への農地利用集積・集約化

1現状及び課題について、管内の農地面積、これまでの集積面積、集 積率は、記載のとおりです。

課題も簡単に説明しますが、高齢化と担い手不足、遊休農地化、大規模な耕作条件改善が進んでいないことと記載しています。

2 令和 3 年度の目標及び実績

記載のとおりですので、ご確認ください。

達成率が低かったことについては、一昨年に比べ農地集積が進まなかったことが大きく影響をしています。

3目標の達席に向けた活動について、活動計画、活動実績は記載のと おりですので、ご確認ください。

4目標及び活動に対する評価についても記載のとおりです。ご確認

ください。

III 新たに農地経営を営もうとする者の参入促進

1状況及び課題の新規参入の状況、平成31年から令和3年については、記載のとおりです。

課題も簡単に説明しますが、ここ数年は露地。施設野菜で若い新規参入者が増加したが、令和3年度は0人となっており、人材確保は今後も大切であるとしています。

- 2 令和3年度の目標実績については、先ほど、説明しまいたが、令和 3年度の新規参入者は0人です。
- 3目標の達席に向けた活動について、活動計画、活動実績は記載のとおりですので、ご確認ください。
- 4.目標及び活動に対する評価について、目標に対する評価は、目標は 達成できなかったが、就農希望者に対して農地紹介などは実施した としております。

活動に対する評価は、農地の権利設定等の支援は各委員が積極的に 行ったとしております。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1現状及び課題について、管内の農地面積、遊休農地面積、割合は、 記載のとおりです。 課題としては、令和3年度は、事務局で農地台帳にある42,241筆、1541.38ha(全筆)の区分整理を実施し、令和2年度までの集計とは差異が生じてします。

令和4年度からは現況確認(農地パトロール)により、更に制度を上 げていきますので、ご協力をお願い致します。

2 令和 3 年度の目標及び実績について、解消面積、解消実績、達成状況は記載のとおりです。

3 2の目標達成に向けた活動について、活動計画、活度実績は記載のとおりです。

農地利用状況調査に伴う意向調査については、調査数 92 筆、

3.27ha を実施しております。

4目標及び活動に対する評価について、目標に対する評価は、令和3年度は、農地台帳の全筆整理を行ったため、昨年の調査数と大きく差が生じている。活動に対する評価は、時間をかけた全筆調査と整理により、今後は守るべき農地の全容が明確になり、今後の農地管理が容易になったとしています。

V 違反転用への適正な対応

1現状及び課題について、管内の農地面積、違反転用面積は記載のとおりです。課題としては、通常の監視活動に加え、農地パトロールの

充実や市民への啓発も引き続き行っていく必要があります。

- 2 令和 3 年度実績について、記載のとおりですのでご確認ください。
- 3活動計画・実績及び評価について、活動計画、活動実績、活動に対する評価は、記載のとおりです。

活動実績では、対象年度により農地パトロール実施時期は異なりますが、毎年と同様の活動を行っております。

- VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検
- 1農地法第3条に基づく許可事務について、令和3年度は、2件のうち1件を許可としており、1件は保留して取り下げしており、具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。
- 2 農地転用に関する事務について、令和3年度は、4件実施しています。 具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。
- 3 農地所有適格化法人からの報告への対応について、報告している 4 法人は、集落営組織が 3 組織、愛媛県みかん農家が片粕で営農をしていますので、その 1 件です。

具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。

- 4情報の提供等について、この項目は、例年同様の記載となっていますが、具体的な内容は記載していますので、ご確認ください。
- VII 地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容について、この項

目については、要望・意見はありません。

VIII 事務の実施状況の公表等

1総会等の議事録公表、3.活動計画の点検・評価の公表は、それぞれホームページに公表しております。

続きまして、

令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明します。

I 農業委員会の状況について、1 農業委員会の現在の体制は、農業 委員5名、農地利用最適化推進員8名で内訳は記載のとおりです。

2.農家・農地等の概要について、総農家数 291 戸、農業経営体数 164 戸、農業者数 199 人で、内訳は記載のとおりです。

経営体数は、認定農業者 39 人、基本構想到達者 26 人、集落営農組織 5 組織となっています。耕地面積、田 408ha、畑 147ha、計 555ha となっています。

- II 最適化活動の目標
- (1)農地の集積について、
  - ① 現及び課題について、管内の農地面積」555ha、「これまでの集積面積 167ha、集積率 30%で、課題については、高齢化、担い手不足、農業者の減少、遊休農地化が進むとしています。

② 目標について、令和 4 年も昨年同様に新規集積面積を 9ha としております。詳細は、記載のとおりですのでご確認ください。

#### (2) 遊休農地の解消

- ① 現状及び課題について、1号遊休農地とは、手を加えることによって農地再生が可能なものです。緑が草刈等により農地回復が見込めるもので、黄が重機等を活用して農地回復が見込まれるものです。詳細は、記載のとおりですのでご確認ください。課題ですが、人口減少による担い手不足、山際や平場にも遊休農地化が進んでいるとしております。
- ② 目標について、緑は、令和3年度の遊休農地面積33.98haを基準として、解消目標面積を5分の1の面積6.80haとして設定します。黄は、土佐清水市では、地域を一体的に基盤整備を行うなど大規模な手段で対応するものと設定します。

新規発生遊休農地の解消面積を、前年度から 1ha と設定します。

- 20ページをお願いします。
  - (3) 新規参入の促進
- ①現状及び課題については、令和元年度から令和 3 年度の現状は、

記載のとおりですので確認してください。

②目標について、元年度から 3 年度の現状は、記載のとおりですのでが、新規就農者が利用権を活用した権利移動については、1 ha を設定します。

#### 2最適活動の活動目標

推進委員等が最適化活動を行う日数目標を1人当たりの活動日数を6日/人と設定します。取り組むべき活動しては、利用状況調査を踏まえた結果を受けて11月~1月にかけて農地の有効利用を図ると設定します。

新規参入相談会への参加目標については、令和2年から農業会議が取りまとめを行っている新農業人フェアに今年も事務局として参加することとしています。昨年は、コロナ禍で大阪会場のみの参加となりましたが、東京への参加検討をしているので、新しく土佐清水市で農業をする方が増えることを期待します。

議長 (上野会長) 以上です。

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

#### 安田委員

10ページの農地台帳面積と耕地面積について、かなり差があるのですが、なぜですか。

# 事務局(岡田)

記載の面積は農林業センサスの国が公表している面積です

農業委員会が管理している農地台帳の面積は3倍ほどあります。な ぜこのような数字の差があるか申しますと、登記上、田、畑でなく ても現況、田、畑であればカウントされます。

山林化されているのに登記上、田、畑で残っているので、今、整理 作業をしています。

### 議長

(上野会長)

新規参入促進の件でお伺いします。

課題で就農相談はあるものの新規参入に至らない「農業でも!」と 安易な考えとあるのですが、実際、僕らが農業している中で現状は 農業でもに至らないです。農業を取り巻く環境があまりにも厳しく て、担い手にすらなれない現状があるんじゃないかなと思います。 今後の課題として農業をしてくれる担い手を探すと言う以前に農業 で生計が立てられるように、もっと行政が国に働きかけていただけ たら、もっと増えていくと思うのですが。

# 事務局(岡田)

「農業でも!」と、安易な考えと記載さしていただいたのは、あまりにも簡単に考えられてる方がいます。

資金もない、土地もない、家庭菜園の延長が農業だと言う考えの方がいます。担い手、認定農業者の支援は確実にさせていただいています。

#### 野老山委員

新規参入はハードルが高いので、インターで集落営農組織に入って 2年~3年勉強して独立するとか、インター制度とかないのです か。

# 事務局 (岡田)

清水にもあります。インター制度・地域おこし協力隊、農の雇用制度があります。

#### 議長

#### (上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(評価)について

令和4年度最適化活動の目標の設定等について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第4号 令和4年度 農業者年金加入推進名簿の承認について 担当者の説明を求めます。

# 事務局 (早川)

議案第 4 号 農業者年金加入促進名簿の承認について説明いたします。21 ページをお願いします。

農業委員会の活動の中には、農業者年金の加入促進活動も含まれています。その為、毎年4月に農業者年金加入促進名簿を作成して、推進員を定めることとしています。農業者年金加入促進名簿の承認と推進委員の選任のご審議をお願い致します。

### 議長 (上野会長)

「農業者年金加入促進委員」の選定も必要とのことですので、農業 委員の中から1名を決めたいと思います。

立候補はございませんか?

なければ、推薦する方はありますか?

なければ、事務局案としたいと思いますが、いかがでしょうか?

#### 委員

異議なし。

#### 事務局

(早川)

事務局からは、岡﨑委員の選任をお願いいたします。

#### 議長

(上野会長)

事務局から岡﨑委員にお願いしたいとのことですが、いかがでしょ うか。

#### 岡崎委員

頑張ってやらせていただきます。

#### 議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明・委員選定が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

#### 安田委員

この名簿ですが、あまりにも個人情報を出しすぎではないでしょうか?住所、生年月日は隠した方が良いのではないでしょうか?

#### 事務局

(岡田)

この名簿は、この委員さんだけに確認してもらっています。これを 審議しないといけませんので、お願いします。また、この後、JAと 年金基金に提出しなければいけません。

#### 議長

(上野会長)

その他に何かご意見はございませんか?

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 令和4年度 農業者年金加入推進名簿の承認について 議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、

議案第5号 その他の件について

次回の定例総会は、令和4年5月6日(金) 15時からとなっていますが、5月6日(金) を次週の5月11日(水) に変更するよう提案しますが、いかがでしょうか。

#### 委員

異議なし

#### 議長

(上野会長)

それでは、皆様の承認をいただきましたので、

次回の定例総会は、令和4年5月11日(水)15時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか?

ないようでしたら、事務局から2点ほどあるそうなのでお願いします。

# 事務局(岡田)

定例総会前の農業委員会研修会については、定例総会の前に議案等のチェックポイントなど勉強の時間を設けたいと思いますのでご協力をお願いします。

農業委員会だよりについては、一年に一回発行しないといけないので、委員さんの活動の見える化をしたいと思いますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

### 議長

#### (上野会長)

以上で、議案のその他について、説明が終わりました。

何かご意見はございませんか?

ないようでしたら、これで4月定例総会を終わります。